

東広島市教育委員会定例会（平成27年11月）議事録

- 1 日 時 平成27年11月19日（木）午後3時00分～午後4時35分
- 2 出席者
- (1) 委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員
欠席：京極委員
- (2) 事務局 **【学校教育部】**
増田学校教育部長、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、久保田学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、下久保西条学校給食センター所長、高橋豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、武田安芸津学校給食センター所長、上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
欠席：中嶋教育調整監、富樫八本松学校給食センター所長、石井福富学校給食センター所長
【生涯学習部】
大河生涯学習部長、信井理事兼中央図書館長、古本生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、藤岡生涯学習部次長兼文化課長、清水中央生涯学習センター長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習振興係長兼管理係長
- (3) 書記 青山主査
- 3 場 所 東広島市役所北館 会議室201
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第41号 平成26年度決算特別委員会について
- 報告第42号 市立小学校の統合基本方針の改訂について
- 報告第43号 平成26年度生徒指導上の諸問題集計結果について
- 報告第44号 第25回東広島市生涯学習フェスティバルについて
- 報告第45号 平成27年度東広島市成人を祝う会の開催について
- 報告第46号 株式会社ワイテック志和グラウンドの活用及び寄附受納について
- 報告第47号 第22回ひろしま県央競歩大会2015の開催について
- 報告第48号 第31回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について
- 報告第49号 平成28年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立について
- 報告第50号 (仮称) 2016東広島ロードレース大会について
- 報告第51号 第28回東広島市美術展入賞・入選作品の決定について
- (2) 議案
- 議案第72号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会関係分）について【原案可決】
- 議案第73号 市長に申し出る東広島市使用料条例の一部改正について【原案可決】

- 議案第74号 市長に申し出る財産の取得について【原案可決】
- 議案第75号 市長に申し出る請負契約の変更について（安芸津拠点施設（生涯学習センター等）整備事業安芸津生涯学習センター（ホール・図書館）新築工事（建築）その2）【原案可決】
- 議案第76号 市長に申し出る東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について【原案可決】
- 議案第77号 市長に申し出る東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について【原案可決】
- 議案第78号 市長に申し出る東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について【原案可決】
- 議案第79号 市長に申し出る東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について【原案可決】
- 議案第80号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について【原案可決】
- 議案第81号 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について【原案可決】

（3）その他

1 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時00分

- 下川教育長：それでは、定足数に達しておりますので、平成27年11月の教育委員会定例会を開会いたします。
- 本日の会議録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日の傍聴希望はありますか。
- 江口教育総務課長：ございません。
- 下川教育長：わかりました。

報告第41号 平成26年度決算特別委員会について

- 下川教育長：それでは、報告事項からですが、報告第41号平成26年度決算特別委員会について、説明をお願いいたします。
- 増田学校教育部長：それでは、報告第41号平成26年度決算特別委員会につきまして、ご説明を申し上げます。
- 資料の1ページをお願いいたします。
- 平成26年度の決算特別委員会の審査につきましては、本年9月25日から10月5日までの日程で行われまして、教育委員会関係分の審査につきましては9月30日、総括質疑、採決につきましては10月6日に行われたところでございます。
- それでは、教育委員会関係の審査の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、平成26年度歳入歳出決算額の教育委員会関係分でございます。

歳入の決算総額につきましては、3ページの一番下の欄になりますけれども、19億5,402万4,000円余りで、前年の決算との比較では11億9,497万1,000円余りの減となっております。その主な要因といたしましては、3ページの下欄になりますが、22款市債における市民ホール建設事業債及びスポーツ施設整備に係る保健体育債の減額が大きなものとなっております。

続きまして、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

表の一番下の欄になりますけれども、平成26年度の決算額は74億8,048万4,000円余りで、前年度決算との比較では7億2,291万8,000円余りの減額となっております。その主な要因といたしましては、2款総務費におけます市民ホール建設に係る工事請負費の減額が大きなものとなっております。

教育委員会の平成26年度決算の概要につきましては、以上でございます。

次に、平成26年度に教育委員会が取り組みました主要な施策の成果につきまして、私のほうからは学校教育関係の重点事業、新規事業について、ご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

各項目の左側に新という字を四角で囲んである項目につきましては、平成26年度の新規事業となっております。

まず、「個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち一人づくり」の「②新しい時代を担う子どもたちを育むまち」の新規事業、小中学校へのエアコン設置でございますが、近年の夏季における酷暑対策といたしまして、小学校の音楽教室、パソコン教室及び中学校の音楽教室にエアコンを設置し、よりよい学習環境の整備を図ってまいりました。

次に、小学校の分離新設でございますが、過大規模校となっております寺西小学校を分離新設し、平成30年4月の開校を目指しておりまして、平成26年度につきましては、建築基本設計業務を実施したところでございます。

次に、小中学校施設の耐震化では、小中学校施設の安全性確保及び経年劣化に伴う機能低下の復旧を図るため、大規模改造事業におきまして、御菌宇小学校屋内運動場など小中合わせて8棟の耐震補強工事が完了いたしました。また、増改築事業につきましては、八本松小学校校舎の増改築工事に着手したところでございます。

次に、学校の元気応援でございますが、魅力ある図書館づくり、健康教育、環境の整った美しい学校づくり、伝統文化の継承など、各学校の特色ある教育活動の推進を支援することや、教員の授業力向上を図るために校内研修の活性化に向けた支援を行いました。

また、すぐれた指導経験を持つ退職校長5名をマスター講師として委嘱し、各学校からの要請に基づいて派遣したり、34名の学校教育支援員を小中学校に配置することによりまして、学校力、教師力を高めるとともに、各学校の多様な取組みに

対して指導及び支援を行ってまいりました。

次に、新規事業、小中学校への心のサポーター配置では、子どもたちや保護者、教職員が抱える悩み等に対応するため、全小中学校に心のサポーターを16名配置し、学校内ではいじめ等の問題行動に関わる児童生徒への支援、不登校児童生徒及び保護者や教職員等への教育相談、そして学校外では家庭訪問による教育支援活動を行うなど、児童生徒に関する諸問題の未然防止及び解決を図ったところでございます。

平成26年度に取り組んだ主要施策のうち、学校教育関係の重点事業、新規事業につきましては、以上でございます。

- 大河生涯学習部長：続きまして、私からは生涯学習部関係についてご説明申し上げます。

表の中段の③、「自らの興味・関心に応じていつまでも学び、活躍できるまち」のスポーツ施設の整備でございますが、市民のスポーツ活動の場を充実させるため、ソフトボールや軟式野球、サッカーなどの利用ができる施設として、福富多目的グラウンド、またバレーボールやフットサルなど屋内スポーツが利用できる施設として、河内スポーツアリーナを整備し、市民スポーツ活動の推進を図りました。

次に、「環境と調和した生活しやすいまちー快適づくりー」でございます。

④の「東広島らしさを継承し、創造できるまち」の市民文化活動の充実でございますが、市民文化活動の充実を図るため、市美術展を市制40周年記念展として開催し、特別賞を設けるほか、新たに審査員の作品も入選作品とともに展示いたしました。また、市美術展等におきまして高い評価を受けている作家の作品を展示するトリエンナーレ東広島展を開催いたしました。

次に、「交流が盛んなにぎわいのあるまちー活力づくりー」でございます。

②の「大学や試験研究機関などの知的資源を活かしたまち」の大学との連携推進でございますが、様々な分野において大学や学生と地域を融合したまちづくりを推進するため、ジュニアオーケストラ設立準備活動及び楽器体験講座の運営を行い、大学や民間音楽指導者等の協力を得ながら、市内の子どもたちが音楽に触れることのできる機会を創出しました。

続きまして、③「にぎわいのある拠点のあるまち」の安芸津拠点施設の整備でございますが、公共施設の適正配置の推進に当たり、安芸津地域の中心部におきまして、老朽化が進む施設の建替え及び集約化を含む再配置に取り組むものであり、従来の安芸津支所を解体するとともに、生涯学習センターホール及び図書館の新築工事に着手いたしました。

その下の芸術文化ホールの整備等でございますが、市民の文化芸術や交流活動を活性化するため、東広島芸術文化ホール「くらら」の建設事業を推進するとともに、開館に向けた準備を行いました。

平成25年度に着手しました建設事業は順調に進められており、計画どおり本年11月末には建物も完成し、備品の搬入や開館に向けた各種準備を終えた後、来年の

3月26日には開館記念式典、4月1日には施設のオープンを迎える予定としております。

本施設は、指定管理者によります管理運営を行うこととしており、昨年12月からは指定管理者による開館準備業務に着手しております。引き続き、市と指定管理者とで連携をとりまして、開館に向けた機運を高めるとともに、鑑賞事業等の企画の充実及び貸館事業の利便性向上を図り、より多くの市民の方々にとりまして利用していただきやすい施設にできるよう取り組んでまいります。

なお、6ページから9ページまでに決算特別委員会での主な質問、答弁を掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

平成26年度決算特別委員会についてのご説明は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

報告第42号 市立小学校の統合基本方針の改訂について

○ 下川教育長： それでは、ないようですので、続きまして報告第42号市立小学校の統合基本方針の改訂について、説明をお願いいたします。

○ 江口教育総務課長： それでは、報告資料の10ページをお願いいたします。

市立小学校の統合基本方針につきましては、平成20年度において、その時点で平成26年度に見込まれる児童数と学級数に基づき、当初の基本方針と統合計画を策定しておりました。それから7年余が経過し、その後の児童数の推移が現状と乖離してきた状況を修正する必要があるとあり、また統合方針を取り巻く情勢の変化、中でも学校施設の耐震性能の確保ですとか、市が策定いたしました公共施設の適正配置に係る基本計画に沿って対応していくためにも、見直し作業を進めてきたところでございます。7月にご報告し、8月に議会に公表いたしました「市立小学校の今後の児童数の見込み」の資料もこの一環でございます。

2の統合の目的ですが、東広島市の将来を担う子どもたちによりよい教育条件や教育環境を整備するため、学校規模の適正化と教育内容の充実を図ることとしております。

3の学校の適正規模については、従前の方針と同様に、クラス替えが可能となる1学年当たり2から3の学級が確保できる12学級から18学級が望ましい学校規模としております。この適正規模は、文部科学省が示す適正規模と同じものでございます。

4の現状と課題ですが、過小規模校の課題について整理する中で、議会や市民の皆様にも共通認識を持っていただくため、主な3点を明示しております。

5の統合対象校については、従前の方針と同様に、適正規模未達の過小規模校と小規模校が課題と認識しつつも、当面5学級以下の過小規模校を対象として複式学校の解消に優先的に取り組むこととしております。

次に、6の新たな方針として、4点を示させていただきます。

(1)統合の組み合わせは、地理的条件や地域性に配慮することとして、これは当面、旧町に少なくとも小学校1校は確保していく必要があるとの認識を示しております。(2)過小規模校同士の統合、福富地区と河内地区がこれに当たりますが、できるだけ速やかに推進すること、(3)統合によっても小規模校にとどまる場合においても、少人数を生かした指導の充実を目指すこと、(4)新たな教育実践・学校づくりのため、小中一貫校の導入・検討を行うことを挙げております。

次に、7の統合の方法については、原則として児童数の多い学校に児童数の少ない学校を統合すること、過小規模校と近隣の小規模校を統合し、同一地域の中学校とともに小中一貫校とするものの2つの手法を明記いたしました。

11ページをご覧ください。

9の統合の進め方については、教育委員会が主体性を持ち、対象校の保護者・地域住民との合意形成を図りながら進めるものとします。協議の進捗状況に合わせて、統合協議会、統合準備会、あるいは学校連絡会を設置することとしております。

10の統合に当たっての対策ですが、ここに記載の4項目につきまして、現行制度の範囲内で十分に配慮してまいりたいと考えております。

11の統合基本方針等の見直しについては、従前の方針と同様に、今後の社会情勢の変化や統合の進捗状況に応じて見直すこととしております。

12ページをお願いいたします。

統合基本方針に基づく統合計画でございますが、1の統合対象校の選定基準、2の統合計画を各学校、地域ごとに見直しをしております。

1の統合対象校の選定基準のうち、(1)の複式学級の解消を目的とした統合では、複式学級のある7校を対象とすることとしております。(2)につきましては、複式学級の解消、小中一貫教育の効果的実施、又は施設の安全性の確保を目的とした統合として、志和地区において、志和中学校の敷地内又は隣接地に3校を統合した小学校を新設し、小中一貫校を実施する計画とし、福富及び河内地区においては、複式学級の解消を優先して統合する場合にあっても、その後において小中一貫校の検討を進めていく計画といたしました。

2の個別の統合計画でございますが、志和地区の3校におきましては、先程申し上げました小中一貫校を念頭に置き、学校名は「志和小学校」を基本といたします。統合時期は、平成32年4月として取り組むことといたします。その理由としては、志和堀小において過小規模が恒常化する見込みであることや、西志和小と東志和小の一部建物について、耐震化又は建替えが困難であることから、複式学級の解消と耐震性能の確保、そして小中一貫教育の効果的実施のため、この計画としたものでございます。

13ページをご覧ください。

(2)福富地区の2校におきましては、久芳小に竹仁小を統合する計画とし、学校

名は「福富小学校」を基本といたします。統合時期は平成30年4月を目標とし、将来的には、福富中学校との小中一貫校を検討していくこととしております。

(3)の河内地区の2校におきましては、河内小に河内西小を統合する計画とし、学校名は「河内小学校」を基本といたします。統合時期は平成30年4月を目標とし、将来的には、河内中学校との小中一貫校を検討していくこととしております。

14ページをお願いいたします。

(4)の八本松地区の2校については、原小に吉川小を統合する計画とし、統合時期は平成32年4月を目標としております。

(5)の安芸津地区の2校については、三津小に木谷小を統合する計画としておりますが、木谷小は一時的に複式学級が発生するものの継続的ではないため、当面は2校を存続することとしております。

15ページをご覧ください。

ここでは、今年度の児童数と平成33年度の見込み児童数などを一覧にしております。

なお、今回の計画には挙げておりませんが、従前の計画で統合対象としておりました黒瀬地区の板城西小学校、22番です、それから乃美尾小学校、24番です。この2校については、当面は複式学級が発生する見通しが無いため、存続させることとしております。

新たな統合基本方針と統合計画の原案につきましては、以上でございますが、本市教育委員会といたしまして、初めて学校統合と小中一貫校を関連づけることとし、その小中一貫校につきましては、高美が丘小中一貫校も含め、市の財政計画の中で初めて事業推進のゴーサインを得て小中一貫校を実質的に推進していく、その大きな節目を迎えることとなっております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、耐震性能が不足する西志和小と東志和小の一部建物については、統合を予定するために耐震化を行わないこととするを含め、12月の市議会文教厚生委員会に中間報告という形で報告し、各地域での説明会に臨んでまいりたいと考えております。

地域での説明に当たりましては、学校がなくなることに対する懸念や不安、過疎化の進展などに意見が及び、反対意見も示されるものと予想しておりますが、事務局といたしましては、小規模校のきめ細かな指導という利点は認めつつも、複式学級となっていることや児童数が余りにも少ないことは良好な教育環境の確保という観点からは課題が多いため、一日でも早く統合に理解が得られ、教育環境の改善を図ることができるよう統合事業を進めてまいりたいと考えております。その上で、本日は原案のご提示と、これに伴いご意見をいただく場と位置づけておりますけれども、各対象地域の説明会を経た後、今年度中の教育委員会議に正式に議案としてご提案し、議決をいただくよう計画をしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

- 織田委員：志和町の志和小学校を新しく建設されるということで、統合時期が平成32年4月ということですが、吉川と原の統合の場合も32年4月ということですね。
- 江口教育総務課長：まず、（仮称）志和小学校ですけれども、志和小学校については施設整備が必要になりますので、その施設整備については、例えば設計に約1年半、それから建築工事に、入札の事務を含めまして2年間かかりますので、32年4月というところが見込まれる最短のケースというふうに予定しております。
また、原、吉川の統合ですが、吉川については、もちろん児童数の減少傾向に歯止めがかからないというふうに見ているのですけれども、地域、保護者の方等については、なかなか統合についての理解をすぐに得られる状況にはないということや、特に児童数の減少が顕著に表れてくるのが32年4月、この時期が6学年中4学年で複式になることが予定されておりますので、1年と2年はその単式で、あとは3、4年、5、6年が複式になるということになりますので、そういう時期までには何とか地域も含めて保護者のご理解をいただいて統合ということに進めていきたいということで、32年4月を予定しております。
- 織田委員：わかりました。
- 下川教育長：よろしいですか。
そのほか、いかがでしょうか。
- 坂越委員：ご説明の中にもありましたが、小規模校、過小規模校の解消と小中一貫というところのリンクが今回出てきて、もちろん小中一貫校の意義自体はあるにしても、メッセージの出し方に配慮しないと、小中一貫が小規模校の対策みたいな形で受け取られてしまう。当然その辺の配慮はされているのでしょうかけれども、あえて小中一貫をこの次のステップとしてやりますというのをここに入れなければいけない理屈は何かありますか。
- 下川教育長：今の場合は、河内の場合ですか。
- 坂越委員：河内と福富です。
- 下川教育長：福富の場合もですね。
お願いします。
- 江口教育総務課長：あえて過小規模校の解消と小中一貫をリンクさせる動機といたしましては、特に、福富、河内地区におきまして、児童数の減少が著しいことがあります。当面は、福富と河内については、対象校2校同士が両方過小規模校ということがありますので、まず一旦どちらかの学校に入ってくださいという統合を優先したいと思っているのですけれども、その先では、小規模がますます顕著になっていくという傾向も見えるものですから、新しい旧町ごとの小中一貫という取組みの中で、地域をまた盛り上げていただいたりとか、中学校の活動を小学校の時代から見ていただくとかという取組みをやっていきながら、旧町1校という方針をより効果のあるものにしていきたいということで考えております。

- 下川教育長：よろしいですか。
- 坂越委員：そのあたりの理屈を明確にしておかないと、いろいろ疑問がわかれるところかもしれません。
- 増田学校教育部長：実際に、教育総務課長等が地元に行った場合に、何で我々があの学校へ行かなくちゃいけないのか。例えば、河内で言いますと、河内西小学校は施設が新しくグラウンドも広く、校舎も広い。河内小学校は狭いというようなことで、何で行かなくちゃいけないというようなことがあったり、竹仁、久芳についても、統合に対して抵抗感を持たれている。それがどちらも同じ条件で小中一貫に行くのであればまだというような、実際に保護者なり地域の思いもあるものですから、その方向性をまず出すというところでいけるのかなというところはあります。ただ、説明の中では小中一貫のメリットというところをしっかりとっていかなくてはいけないと思いますので、小学校だけでは小規模のままということはありませんので、中学校も含めて集団の確保をするというようなところも訴えていけるかなというふうに思っております。
- 坂越委員：わかりました。
地域としてこういう小中一貫で子育てに取り組んでいくのだというメッセージが出せればということですね。
- 渡部教育長職務代理者：坂越委員の考えと同じなのですが、小中一貫校という理念をこの本市で基本的な教育方針として進めていくのだということを、まず住民の方に理解していただいているかどうかという問題と、統合なら小学校同士でやればいいのかとか、何で、たまたま近くにあるから小学校と中学校一緒にして小中一貫校だというような、そういう単純な受けとめられ方でないような、そういう住民の理解というのが必要なのではないかと思うのです。ですから、この前の総合教育会議でも小中一貫の話が話題になりまして、いろいろと議論になったのですが、そのメリットとかデメリットとかいろいろとあるわけですが、本市の場合に、それがどういう意味でメリットがあるかということの理解を十分にいただければ、それで、たまたま物理的に合理的な小学校が中学校のところに入るとか、そういうことであれば住民の方も理解が得られやすいのではないかと思うのです。
- 増田学校教育部長：確かに、本市の場合は高美が丘地区で教育効果というところを前面に出しています。今回は、そういった統合に絡めて小中一貫を視野に入れるということなのですが、先程少し触れましたように、旧町に1校は小学校を残していこうという方針を出させていただきました。小規模校をどんどん統合していこうということになると、旧市内でももう小規模校がたくさんありますので、それも全部やっていくのかということになりますので、当面、過小規模を解消していくということで、旧町に1校は確保すると。その中で、残したとしても小規模になっているということで、先程申しましたような、小中で児童生徒数を増やしていくものもありますけれども、統合の中で地域の方々が一番懸念されるのは、学校がなくなることによる過疎化といいますか、地域の拠点がなくなるということが一番

懸念されているところがありますので、まず小中一貫教育の中で、旧町エリアでどういった教育を小中がやっていくのかというようなところをしっかりと打ち出しながら、町が中学校区を1つとしてまとまって元気なまちづくりをやっていただけるといような、希望を持ってもらえるような進め方ができたらいいなというふうに思っております。

- 渡部教育長職務代理人：わかりました。
- 下川教育長：福富、河内の場合は、一旦どちらか一方のほうへ統合をして、それから小中一貫という青写真を描いているのですが、いきなり小中一貫でやればいけないかというご意見もあろうかと思うのですが、これには時間もかかりますし、施設をきちんと準備していかないといけませんから、今のままですぐ入れるわけはありません。既に河内西などは完全複式になっておりますので、そういう教育環境を充実させていくということで、当面、複式学級の解消ということ、これが急務であるということで、福富、河内の場合は、一旦今のような形でそれぞれ久芳、それから河内と、より人数の多いところへ統合していくという形を打ち出しているわけでございます。それにはいろいろ議論があろうかと思えます。
そのほか、よろしいでしょうか。
それでは、ありがとうございました。

報告第43号 平成26年度生徒指導上の諸問題集計結果について

- 下川教育長：続きまして、報告第43号平成26年度生徒指導上の諸問題集計結果について、説明をお願いいたします。
- 池田青少年育成課長：報告第43号平成26年度生徒指導上の諸問題集計結果について、広島県教育委員会から10月27日に公表された広島県における生徒指導上の諸問題の現状の速報値をもとに、本市の暴力行為、いじめ、不登校について状況をご報告いたします。
16ページをご覧ください。
なお、グラフは、国の平均値を黒四角、県を黒丸、そして本市を白三角で示しております。
はじめに、概要についてでございます。
近年暴力行為の発生件数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数については、小・中学校ともに県の数値を下回っており、本市の児童生徒の多くは比較的落ちついた状況の中で健やかに成長しているものと考えております。
それでは、暴力行為、いじめ、不登校の順でご報告いたします。
まず、暴力行為の発生件数についてでございます。
グラフは、1,000人当たりの発生件数を示しております。
昨年度の本市の状況は、小学校2.5件、中学校9.9件で、小・中学校ともに25年度と比較すると増加しております。特に小学校においては、1,000人当たりの発生件数は国の平均値である1.7件を上回っている状況でございます。しかしながら、本

年度の10月までの状況は、昨年度10月と比較すると、小・中学校ともに大きく減少しております。昨年度、この暴力行為が増加した要因としては、小・中学校ともに特定の児童生徒による暴力行為の繰り返しが確認されております。こうした児童生徒については、暴力行為に対する粘り強い指導に加え、日頃からの関わりを大切に、肯定的な評価や活躍の場を与えるといった取組みを行ってまいりました。また、特に感情のコントロールがうまくできない児童生徒については、本人の特性を理解した指導、支援に向けて、家庭連携などを行って児童生徒の支援に努めてまいりました。今後も、暴力行為については、社会で認められないことは学校でも認められないという認識のもと、警察や医療機関と関係機関との連携を強化しながら、個に応じた指導、支援を充実してまいりたいと考えております。

次に、いじめの認知件数についてでございます。

グラフは、1,000人当たりの認知件数を示しております。

昨年度の本市の状況は、小学校2.2件、中学校5.4件で、国や県の数値を下回っており、25年度と26年度の認知件数を比較すると、小学校では15件減少し、中学校では1件増加しております。今年度10月までの状況は、昨年度10月と比較すると、暴力行為と同様、小・中学校ともに減少しております。小学校において、昨年度いじめの認知件数が減少した要因として、いじめの未然防止に係る児童による主体的な活動の推進や学級活動等における人間関係づくりなど、未然防止の取組みが成果として考えられます。一方、中学校におけるいじめの認知件数の微増の要因としては、いじめに関して積極的に認知をして取り組むといった危機管理意識と、いじめに気づく先生方の感性の高まりというのも挙げられると考えております。

本年度は小・中学校ともに減少傾向にあります。今後はいじめはどの学校にもどの子どもにも起こり得る問題という認識を持って、日ごろから子どもの発する心のサインをキャッチする関わりと関係づくりを大切にするとともに、定期的なアンケート実施や心のサポーターを効果的に活用して実態把握、教育相談等を通じていじめの早期発見に努め、全ての学校に設置されているいじめ防止委員会を中心とした組織的、継続的な対応を充実させてまいりたいと考えております。また、いじめは自分たちの問題であるという意識を高め、絶対にいじめを許さないといった子どもたちの主体的な活動もさらに推進してまいりたいと考えております。

最後に、不登校児童生徒数についてでございます。

グラフは、割合、つまり100人当たりの人数を示しております。

国や県では、25年度に比べ、小・中学校ともに増加しております。昨年度の本市の状況は、小学校36人、中学校91人で、国や県と同様に、小・中学校ともに微増傾向にあり、本年度も昨年度と同じような状況が続いております。しかしながら、この資料にはございませんが、昨年度の不登校児童生徒数のうち、指導の結果、登校又はそれに近い状態となったという児童生徒数は、小学校で12人、中学校で25人、また継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒数は、小学校で10人、中学校で35人となっております。不登校については、様々

な要因が複雑に絡み合う中で生じているものも多く、取組みによってすぐに学校復帰に至らないケースも多々ありますけども、先程申しましたように、継続的に家庭訪問を行う中で、児童生徒と保護者との良好な関係を築きながら少しずつ改善が見られるようになったケースもございます。大切なことは、継続的に関わりきることだと思っておりますので、小・中連携や関係機関等との連携を行いながら組織的に対応するとともに、学校復帰の取組みとしましては、適応指導教室の活用や、学校だけでは対応が困難な状況については、心のサポーターやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用しながら取組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

現在、本市においては比較的落ち着いた状況は見られますが、引き続き関わりきる生徒指導をキーワードとして掲げ、生徒指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

平成26年度生徒指導上の諸問題集計結果についての報告は、以上でございます。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員：質問ではなく、意見なのですが、青少年育成課のほうは、こうして健全に防止対策をしっかり練っておられて、結果としても、どちらかというといい結果が出ていると思っております。一生懸命取り組んでいらっしゃる姿もよく理解することができました。

暴力行為を行う児童生徒の多くは、元は、いじめに遭っているのです。自分がいじめに遭って嫌な思いをしたために、自分が体が大きくなって体力もついてということで、暴力行為の方面にということで、少年院の子どもたちから過去を聞くと、自分が小学校のときにいじめられたと、それで泣き寝入りじゃないのですが、その仕返しにそういう不良行為をしてしまったと、多くの子どもがそういう話をします。今回、「特別の教科である道徳」が平成30年度から実施されることになっているのですが、私は、道徳教育の充実というのをずっと言っているのですが、もっともっと学校が取り組んでほしいという願いを持っております。結局は、全て道徳性の欠如だと思うのです。そこを大事にしないと、いくらたくさんの指導員やサポーターを入れても、完全に解決するというのは難しいと思うのです。もちろん、教師も規範的な立場に立たないといけませんので、教師のそういう意識を向上させていかなきゃいけないし、いろんな話を聞いたり、本を読んでも、教える教師自身、道徳性が欠如している者がどんなにいい話をしても子どもの心に響くことは難しいということは言われておりますので、両面からしっかりと指導課のほうで指導していただければいいなという思いを持っております。

- 空本指導課長：委員の今の言葉、しっかりと受けとめさせていただいて、教師自らの人間性が一番だと思いますので、そういったところも考えながら、道徳を一番の中心として、子どもたちが自己を見つめて振り返って、自分の生き方や人間関係、そういったものがしっかりと子どもたちに育っていくように頑張ってもらいたいと思っております。ありがとうございます。

- 下川教育長：ほかにございませんか。
- 渡部教育長職務代理者：報告ありがとうございました。
 ちょっと伺いたいのですが、これは平均値で出ていますが、例えば中学生で学年別の違いといいますか、そういうものがあれば教えていただければと思います。
- 池田青少年育成課長：それは暴力行為についてですか。
- 渡部教育長職務代理者：不登校のほうでお願いいたします。
- 下川教育長：資料がありますか。
- 池田青少年育成課長：今、資料を持ち合わせておりません。
- 下川教育長：では、また次の機会に報告をしていただくということでお願いします。
- 渡部教育長職務代理者：その理由は、1年生入ってすぐにそういうふうになったのか、だんだん学校が嫌になるなどいろんな問題があつて3年生ぐらいになって行かなくなったのか、そういった傾向を知りたいということでございます。
- 下川教育長：では、また報告をしていただきますので、よろしくお願いします。
 そのほか、お願いします。
- 長嶋委員：また、ちょっと戻ってしましますが、暴力行為の件で、児童生徒が暴力行為を繰り返すということですが、そうすると、保護者の方も心を痛めたり、どうしたらいいかということをしつと悩まれていると思うのですが、その保護者に対しての支援であるとか、そういう取組みというのは実際にどういうことをされているかということをお聞きしたいと思います。
- 池田青少年育成課長：当然、保護者の方も悩まれているということがありますので、担任とか生徒指導主事などの担当者が家庭訪問というのは当然ですが、先程言いましたように、実際に親の思いをしっかりと聞きながらという心のサポーターが家庭に行ったり、あるいは、2名ほどおりますスクールソーシャルワーカーに行っていて、親の心のケアもしていただく中で効果が出ているケースもございます。
 以上でございます。
- 長嶋委員：子どもたちだけを指導しても、家庭内での問題というものがこういう形で出てくるといいますし、織田委員が言われたように、親のほうの教育というか、学校と子どもたちや、先生もですが、保護者の方にもそういう心の教育というものを同時にしていくことで、暴力行為、いじめ、不登校も減っていくのではないかと思いますので、そのあたりをしっかりと考えて取り組んでいただければいいなと思います。お願いします。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。
 それでは、ほかにございませんようでしたら、次に参ります。

報告第44号 第25回東広島市生涯学習フェスティバルについて

報告第45号 平成27年度東広島市成人を祝う会の開催について

- 下川教育長：続きまして、報告第44号第25回東広島市生涯学習フェスティバルについ

て及び報告第45号平成27年度東広島市成人を祝う会の開催について、一括して説明をお願いいたします。

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、17ページをご覧ください。

第25回東広島市生涯学習フェスティバルについてご報告を申し上げます。

今月7日、8日の2日間で、東広島運動公園体育館をメイン会場といたしまして第25回東広島市生涯学習フェスティバルを開催いたしました。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中総合開会式にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

来場者数につきましては、7日土曜日が9,000人、8日日曜日が1万1,000人で、両日合わせて2万人となりました。今年度は、第17回健康福祉まつり並びにひがしひろしま環境フェア2015が同時開催されました。

内容といたしましては、ステージ発表や展示、体験など様々なイベントを開催し、来場者の皆様には楽しんでいただけたものと考えております。

第25回東広島市生涯学習フェスティバルに関する報告は、以上でございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

平成27年度成人を祝う会の開催についてでございます。

平成28年1月11日月曜日の成人の日に、東広島運動公園体育館を会場といたしまして開催することとしております。本年度の対象者は、平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、10月末時点で外国人を含めまして2,155人です。

内容につきましては、11時から式典、11時40分から記念行事といたしまして、広島県出身の姉妹によるユニット、Me b i u s (メビウス)によるコンサートを予定しております。現在、その内容及び構成について調整を行っているところでございます。この成人を祝う会の開催に当たりまして、各中学校から1名の卒業生を推薦していただいて構成しております成人式検討委員会を立ち上げ、記念行事の内容、記念品等についての検討をいただきました。現在は当日に向けての諸準備を進めております。

教育委員の皆様へは後日ご案内をさせていただきますので、ぜひ当日はご臨席を賜りたいと存じます。

また、皆様には式典の際、ご登壇をいただきますので、当日は黒の服装、そして男性は白ネクタイでご出席のほうをお願いいたします。

報告は、以上でございます。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

報告第46号 株式会社ワイテック志和グラウンドの活用及び寄附受納について

- 下川教育長：それでは、ないようですので、次に、報告第46号株式会社ワイテック志

和グラウンドの活用及び寄附受納について、説明をお願いいたします。

- 福原スポーツ振興課長：それでは、資料は19ページをお願いいたします。

株式会社ワイテック志和グラウンドの活用及び寄附受納でございます。

安芸郡海田町に本社を置きます株式会社ワイテックが所有しております志和町志和東の志和グラウンドに関しまして、東広島市民のために施設の有効な活用をしてほしいと同社より寄附の申出がございまして、本市といたしまして、市民へのスポーツ環境の場を提供する施設として、また競技スポーツの振興と発展のため、このたび寄附を受けることとしたものでございます。

当該地は、志和町志和東小越10884番地ほか11筆で、登記簿面積は5万1,135㎡となっておりまして、野球場及びサブグラウンドのほか、管理棟などの施設につきましても、合わせて寄附を受けるものでございます。

なお、当施設の活用についてでございますけれども、後ほど説明をいたしますけれども、市民体育施設として位置づけまして、野球場の部分は野球及びソフトボール、南側のサブグラウンド部分につきましては、ゲートボール及びグラウンドゴルフ等での多目的な活用を行いまして、そのほか管理棟につきましても、利用者の皆様に更衣や休憩などで利用していただくスペースとして活用することとしております。

予定でございますけれども、現在土地と施設の所有権移転登記を行っておりまして、12月には設置管理条例の改正手続を行い、1月以降地元地域への説明とともに、施設の管理運営に関する諸準備のもと、来年の平成28年4月には供用開始をしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 下川教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。

報告第47号 第22回ひろしま県央競歩大会2015の開催について

報告第48号 第31回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について

報告第49号 平成28年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立について

報告第50号 (仮称) 2016東広島ロードレース大会について

- 下川教育長：それでは、ないようでしたら、続きまして報告第47号第22回ひろしま県央競歩大会2015の開催について、報告第48号第31回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について、報告第49号平成28年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立について、報告第50号(仮称)2016東広島ロードレース大会について、一括して説明をお願いいたします。

- 福原スポーツ振興課長：それでは、まず資料の21ページをご覧くださいと思います。

第22回ひろしま県央競歩大会2015の開催についてでございます。

この大会は、ひろしま県央競歩大会実行委員会、市陸上競技協会が主催となりま

して、今月29日に東広島運動公園陸上競技場において開催されるものでございます。

5の種目部門でございますけれども、大会では女子3,000メートル競歩の中学生、高校生、一般の部の種目をはじめ、資料に記載しております7種目16部門において実施されます。また、部門の中には、競歩に親しんでもらうため、小学生の男女1,000メートル、オープンの男女3,000メートルの部門を設けております。

現在の参加申込者数でございますけれども、県内外より315名の方がエントリーをされておまして、それぞれの部門において自己記録にチャレンジをされます。

なお、表彰につきましては、部門ごとに8位までの表彰をされます。

県央競歩大会2015の説明は、以上でございます。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

報告第48号第31回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催についてでございます。

本年度で第31回目を迎えますこの大会は、東ひろしま新春駅伝競走大会実行委員会が主催いたしまして、平成28年1月9日土曜日の9時15分から東広島運動公園陸上競技場で開催するものでございます。

コースは、例年どおり運動公園陸上競技場を発着いたしまして、周辺道路を周回する6区間19.9キロでございます。

部門については、コミュニティの部、学生の部、一般の部、中学校の部、女子の部の5部門でございます。

なお、本年度より、それぞれの参加要件を満たしていないチームにつきましても、本市の出身者が一人でも含まれていることを要件といたしまして、オープン参加を認めることとしております。

教育委員の皆様には、冷え込みの大変厳しい時期ではございますが、別途ご案内をさせていただきますので、選手の激励にぜひご出席くださいますようお願いいたします。

東ひろしま新春駅伝競走大会の開催についての報告は、以上でございます。

次に、報告第49号でございます。

資料23ページをお願いいたします。

平成28年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立について、ご報告をいたします。

まず、資料24ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

参考としておりますけれども、全国高等学校総合体育大会、通称インターハイでございますけれども、この大会は全国高等学校体育連盟などが主催いたしまして、毎年夏季、冬季の2回にわたり開催される高校生最大のスポーツ祭典であります。

同じ資料の(5)でございますけれども、この全国高等学校総合体育大会（夏季）が、平成28年度は岡山県を主催会場県といたしまして、平成28年7月28日から8月20日までの24日間にわたり、31競技33種目が中国5県で分散開催されます。広島県での開催競技につきましては、この表にも記載しておりますとおり、8競技9種目

が、本市をはじめ8市で実施されることとなっているところでございます。

資料23ページのほうに戻っていただきまして、この全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立でございますけれども、来年本市で実施されますこの高校総体には、本市におきましても体育、スポーツの振興、発展に大きく寄与するものであり、今大会を高校生のみならず市民の皆様にとっても心に残るすばらしい大会として成功させるため、多くの関係者の皆さんにご支援、ご協力をいただきながら、開催準備及び大会運営に万全を期してまいりたいと、こういうことからこの全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会を先般11月6日に設立をさせていただきました。実行委員の方々につきましては、資料に記載のとおりでございます。

本市で実施されます競技は、男女のサッカー競技並びにレスリング競技が実施されることとなっております。サッカー競技につきましては、アクアパーク陸上競技場にて来年の7月27日水曜日から29日金曜日の3日間、また、本市単独での開催をいたしますレスリング競技につきましては、アクアパーク体育館において8月2日から5日の4日間の予定で開催されることとなっております。

平成28年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会の設立についてのご報告は、以上でございます。

次に、資料25ページをお願いいたします。

報告第50号（仮称）2016東広島ロードレース大会についてでございます。

この大会につきましては、東広島市陸上競技協会の主催により、第40回大会まで長きにわたり開催されてきましたけれども、昨年、当団体におきます大会経理に関する問題が発覚し、昨年度の大会は中止となった状況がございます。

この陸上競技協会におきます経理に関する問題につきましては、当団体からの聴取等によれば、現在も、団体においてまだ解決に至っていない状況であることから、大会運営のための事業費はなく、また企業協賛金も見込めないことなどから、陸上競技協会において単独で大会を開催することは困難な状況と判断しているところであります。このロードレース大会は、これまで3,000人を超える多くの参加者を集めており、特に小学生にとりましては目標となる大会となっていたことや、これまで多くのアスリートを育成し、また輩出した、本市において伝統あるスポーツイベントでございます。こうした伝統ある大会について、多くの市民にスポーツの場の提供、また、次代を担うアスリートを育成していくためにも、今年度の大会については運営に協力いたしまして、実施に係る費用につきましても12月補正予算で計上させていただき、実施に向けた支援を行いたいと考えております。

開催内容案につきましては、お手元の資料のとおり、日程は、来年の2月11日木曜日の祝日でございます。場所は、アクアパーク陸上競技場を発着として、小学生を除く中学生の部、一般の部などの17部門、最長4キロのコースとして、今年度はこれまでより少し縮小した内容での実施を考えております。

なお、現在、市あるいは陸上競技協会、体育協会などの関係団体によりまして、実行委員会の設立について協議をしております。この開催内容案について、今後協

議、準備を進めてまいりたいと考えております。

(仮称) 2016東広島ロードレース大会についての説明は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの4件の報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 渡部教育長職務代理者：ちょっと伺ってみたいのですが、高校総体につきまして、本市ではレスリングとサッカーということですが、レスリングの競技なんかは、例えば、この本市でオリンピックとか、あるいは世界選手権などの合宿とか、あるいは東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿地としてのキャンプ誘致というような話があった場合に、それだけ受け入れるだけの場所とかそういう施設というのは確保できそうでしょうか。

○ 福原スポーツ振興課長：世界大会規模の合宿等について施設確保ができるかということですが、規格的には、現在の運動公園の体育館フロアの中で対応はできるものと思います。また、レスリングのマットの部分につきましても、規格的には十分対応はできると思います。ただ、当然、世界大会規模となりますと、その関係の周辺の諸準備といった部分については検討する部分があるかもしれません。競技内容的には、規格的には大丈夫ではないかと考えております。

○ 渡部教育長職務代理者：前にここでアジア大会のときも会場になりましたよね。ですから、大会の実績もあると。それから、ここで、大会でなくても合宿研修みたいな規模だったらいけそうだという話ですか。

ありがとうございました。

もう一つですが、競歩のほうは、もう300人以上の選手がエントリーされて、そして大会も22回という歴史があるわけですが、それで一番長い距離が1万メートルですよね。これは、実際、オリンピックや世界選手権だったらもうちょっと長い距離ありますよね、20キロとか50キロとか。そういうのはとれないものですか。ここでそういうコースが確保できないということでしょうか。

○ 福原スポーツ振興課長：1万メートル以上の距離という部分につきましては、当然、競技場だけの施設だけではコース的にもおさまらないところであります。現在のところでは、そうした関係、周辺の道路とかといった部分のそういった計画とかの協議とかも含めまして、現在のところはこの1万メートルが限度ではないかと考えております。

○ 下川教育長：よろしいですか。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

○ 下川教育長：ほかにございませんか。

それでは、ないようでしたら、次に移ります。

報告第51号 第28回東広島市美術展入賞・入選作品の決定について

○ 下川教育長：報告第51号第28回東広島市美術展入賞・入選作品の決定について、説明をお願いいたします。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：それでは、報告第51号、ページは26ページになりますので、ご覧いただきたいと思います。

東広島市美術展は、市民に親しまれる芸術祭的な展覧会という側面と、作品レベルを追求する公募展という相対する2つの要素を持つ展覧会として開催しているものでございます。

10月9日から11日に作品受付を行い、合計177点の応募がありました。絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインの各作品について、15日から18日に入賞・入選作品を決定するための審査を行いましたので、その結果について報告をさせていただきます。

177点の応募作品の中から、厳正な審査の結果、6点の優秀賞、17点の奨励賞を含む133点の作品が入選しました。各部門の入賞者は、資料のとおりでございます。また、作品目録も添付させていただいておりますので、入選者につきましては目録でご確認をいただきたいと思います。

それでは、27ページをご覧ください。

市美術展につきましては、先にご案内させていただいておりますけれども、10月31日に開会し、絵画、彫刻、デザインの前期展は、11月15日までで終了しております。書、工芸、写真の後期展は、11月21日から12月6日までとなっております。

市民の皆様によって制作されたすばらしい作品の数々を、どうぞこの機会にご覧いただきますよう、併せてご案内をさせていただきます。

以上です。

- 下川教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。
よろしいでしょうか。
- 池田青少年育成課長：先程ご質問いただきました不登校の学年別の人数について、お答えいたします。
中学校では、91人不登校の生徒がおりますけれども、中1は26人、中2は30人、中3は35人というふうに学年が上がるごとに増える傾向があります。
以上でございます。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。
- 渡部教育長職務代理者：はい。
- 下川教育長：それでは、以上で報告事項は終わりました、続きまして議案の審議に移りたいと思います。

議案第72号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会関係分）について

- 下川教育長：まず、議案第72号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算第4号案、教育委員会関係分についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

議案第72号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算第4号案、教育委員会関係分につきまして、ご説明申し上げます。

内容につきましては、次の2ページの一覧で説明をさせていただきます。

1の歳入歳出予算補正の(1)歳入補正につきましては、いずれも後ほど説明いたします歳出補正の財源の全部又は一部とするものですが、特には18款1項1目の寄附金として、美術品の収集及び美術館の整備に充てることを条件とする寄附金5,000万円を計上しております。寄附者の大久保氏は、現市立美術館の1階部分を建設して市に寄附された故大久保博氏のご子息お二人でございます。

次に、3ページをご覧ください。

(2)歳出補正につきましても、主なもののみを説明させていただきます。

2段目の10款1項3目生徒指導推進事業でございます。文化振興基金を取り崩して、西条中学校の「組曲西條」で使用する太鼓等の購入費として30万7,000円の追加、2項小学校費の3目学校建設費の1行目、小学校新設事業は、(仮称)寺西第2小学校の用地の一部、これは取得予定地のおよそ3分の2に相当いたしますが、この一部用地の購入で8億5,710万円、この用地は東広島市土地開発公社に先行取得をさせておりますが、当該土地開発公社からの買い戻しとなります。

次の小学校大規模改造事業と中ほどの表、3項中学校費の一番下、中学校大規模改造事業につきましては、いずれも平成28年度に計画しておりました学校施設の耐震化や防災対策事業の前倒しで、国庫補助金について有利な財源を活用するための増額であり、耐震化工事等そのものは繰り越して平成28年度に実施することとしております。対象校、施設としては、川上小校舎、入野小屋内運動場、木谷小屋内運動場、八本松中校舎、高屋中校舎、安芸津中校舎、志和中校舎2棟、中央中武道場となります。この耐震化等の予算措置の前倒しによりまして、先に統合基本方針の説明で申し上げたとおり、耐震化を行わない学校施設は、西志和小の一部校舎、東志和小の一部校舎と屋内運動場、合わせて4棟となります。

次に、このページの一番下の表、5項社会教育費の2行目、芸術文化ホール管理運営事業には、「くらら」のPR事業委託費用690万円の増を含んでおります。

また、次の行の美術館活動事業は、歳入で説明いたしました寄附金5,000万円を、一旦、文化振興基金に積み立てる予算を計上しております。

4ページをお願いいたします。

6項保健体育費ですが、2行目のスポーツ活動活性化事業は、報告にございましたように(仮称)東広島ロードレース大会実行委員会に対する事業補助として237万円、次のスポーツ施設管理運営事業は、(仮称)志和グラウンドの維持管理費として127万円余を計上しております。

次に、2の繰越明許費補正でございますが、事業名の欄の1行目と3行目、小学校と中学校の大規模改造事業につきましては、耐震化や防災対策事業の前倒し予算

計上分の全額を平成28年度に繰り越そうとするもので、2行目の小学校増改築事業につきましては、歳出補正の説明は省略いたしました。寺西小学校の第2グラウンド整備が平成28年度にわたる見通しとなっておりますため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

議案第72号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算第4号案、教育委員会関係分について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第73号 市長に申し出る東広島市使用料条例の一部改正について

○ 下川教育長：次に、議案第73号市長に申し出る東広島市使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 江口教育総務課長：議案資料の5ページをお願いいたします。

市長に申し出る東広島市使用料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、平成27年4月1日に廃止した福富市民体育館を福富中学校屋内運動場として整備することに伴い、施設の有効利用として、他の小・中学校と同様に、夜間・休日の市民利用を可能とするため、その使用料を定めようとするものでございます。

旧福富市民体育館は、もともと福富中学校の敷地内にあり、これまでも日中は中学校が優先的に使用してまいりました。市民体育館としての利用は特定のグループに限られてきたことと、建物は昭和58年、1983年の竣工から31年余りが経過して老朽対策が必要となっておりましたことから、これを廃止して、本年4月からは福富中学校の屋内運動場と位置づけ、現在は老朽改修工事を行っているところでございます。

3、条例の施行期日は、平成28年4月1日としております。

使用料の設定につきましては、8ページの表をご覧ください。施設の使用料の左側の表にアンダーラインを引いて福富中学校を加えることとしておりますが、他の同じ仕様の小・中学校と同じように、全面使用1時間につき400円、片面ではその半額というように定めるものです。

続いて、10ページをお願いいたします。

こちらは照明の使用料ですが、同じく左の表にアンダーラインを引いて福富中学校を加えることとしておりますが、全面使用1時間につき200円、片面ではその半

額というように定めるものです。

議案第73号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る東広島市使用料条例の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第74号 市長に申し出る財産の取得について

- 下川教育長：次に、議案第74号市長に申し出る財産の取得についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、お手元の資料13ページをお願いいたします。

議案第74号市長に申し出る財産の取得につきましてご説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、平成28年4月開館の東広島芸術文化ホール「くらら」で利用するフルコンサートグランドピアノ、ピアノカバー及びピアノベンチを買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料14ページをお開きください。

取得する財産の内容でございますが、フルコンサートグランドピアノ1台、ピアノカバー1枚、ピアノベンチ1台でございます。

取得価格は、2,298万2,400円でございます。

契約の相手方は、広島市中区本通5番1号、株式会社浜松ピアノ社代表取締役柴田智則氏でございます。

購入するピアノは、スタインウェイのフルコンサートグランドピアノで、型式はD-274という国内外の多くの芸術文化ホールで導入されている仕様でございます。

11月2日に相手方と仮契約書を締結しておりまして、12月議会で承認をいただきましたら正式契約となります。

議案第74号市長に申し出る財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る財産の取得について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 渡部教育長職務代理者：ピアノのことはわかりませんが、庶民感覚からすると、2,000万円以上というのは、どうしてこんなに高いのかと思うのですが、国内外の

多くの芸術文化ホールでも買っているということが一つの説明ではありますが、これは調律もしなければいけないと思うのですが、調律も高いのですか。

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：すみません。調律の料金につきましては、手元に資料がございませんので、わかりかねます。
- 下川教育長：これは長嶋委員が詳しいのではないですか。
- 長嶋委員：それは、家庭のピアノよりはやはり高いと思います。
あとは、今の調律で1つ質問ですが、これは専門の調律の方が入ってやられるという形になるわけですね。
- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい。
- 長嶋委員：それは小ホールのほうでもやるのですよね。じゃあ、外部から。
- 大河生涯学習部長：はい、外部からです。
- 下川教育長：ありがとうございました。

スタインウェイは2,000万円を超えるのです。もう一台のピアノにつきましては、大体同程度のものですが、2,000万円以下でございます。議会の議決は必要ありませんので、今回はこの1つだけを出すということです。

ありがとうございました。

それでは、ほかにないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第75号 市長に申し出る請負契約の変更について（安芸津拠点施設（生涯学習センター等）整備事業安芸津生涯学習センター（ホール・図書館）新築工事（建築）その2）

- 下川教育長：次に、議案第75号市長に申し出る請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、15ページをご覧ください。

議案第75号市長に申し出る請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、安芸津拠点施設（生涯学習センター等）整備事業安芸津生涯学習センター（ホール・図書館）新築工事（建築）その2の請負契約につきまして、公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置を講ずるため、請負契約の金額を変更しようとするものでございます。

変更の内容でございますが、16ページをご覧ください。

現契約金額に94万7,160円を増額いたしまして、変更契約金額を3億8,251万1,160円とするものでございます。

なお、資料の17ページに建設工事変更請負仮契約書の写しを添付しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、安芸津生涯学習センター（ホール・図書館）機械器具設置工事の入札不調

に伴いまして、新築工事等（建築・機械・電気）の工期を2月8日から3月18日に変更しております。

議案第75号市長に申し出る請負契約の変更についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る請負契約の変更について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第76号 市長に申し出る東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

議案第77号 市長に申し出る東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第78号 市長に申し出る東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 下川教育長：次に、議案第76号市長に申し出る東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、議案第77号市長に申し出る東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第78号市長に申し出る東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、議案第76号、議案第77号及び議案第78号につきまして、改正の内容に関連がございますので、本日別途参考資料として用意させていただいておりますA4の紙で、条例改正の概要についてという資料をお配りさせていただいていると思います。これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

それでは、順にご説明申し上げます。

議案第76号東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正につきましては、まず1番のところでございます。

現行の中央生涯学習センター及び安芸津生涯学習センターの解体を予定している部分につきまして、一般利用に供さないこととなりますので、平成28年2月末をもって廃止するというところでございます。

次に、平成28年4月1日の芸術文化ホールの開館に合わせまして、新中央生涯学習センターの名称を中央生涯学習センターに改めることとしております。また、志和、黒瀬、豊栄及び安芸津生涯学習センターにつきましては、他団体の類似施設と比較検討を行い、芸術文化ホールの小ホール使用料との均衡を考慮いたしまして、

施設使用料について改定いたします。そして、中央生涯学習センター、黒瀬及び豊栄生涯学習センターの備品使用料につきましても、芸術文化ホールの小ホールの備品使用料をもとにしまして設定するものでございます。

次に、2の東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、市民文化センターのホール使用料を、他団体の類似施設と比較検討を行いまして、芸術文化ホールの小ホール使用料との均衡を考慮いたしまして改定することとしております。平成28年4月1日の芸術文化ホールの稼働に合わせまして、東広島市民ギャラリーの規定を削除いたしまして、各生涯学習センターの諸室使用料等と同様に市民文化センターの諸室使用料を改定いたしてしております。また、芸術文化ホールの小ホールの備品使用料をもとにいたしまして、市民文化センターの備品使用料を設定したものでございます。

続きまして、3になりますが、議案第78号東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、平成28年4月1日の芸術文化ホール開館に向けまして、新中央生涯学習センターの名称を東広島市中央生涯学習センターに、また新市民ギャラリーの名称を市民ギャラリーに改めるとともに、ピアノの発表会や練習用として備えつけるグランドピアノとアップライトピアノの使用料を設定することとしております。

議案第76号、議案第77号、議案第78号の説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの3件の条例改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、いずれも原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、いずれも提案のとおり決定いたします。

議案第79号 市長に申し出る東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

○ 下川教育長：次に、議案第79号市長に申し出る東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 福原スポーツ振興課長：それでは、市長に申し出る東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正についてをご説明いたします。

資料は95ページをお願いいたします。

まず、1の提案理由でございますけれども、先程、報告事項でもご報告させていただきましたが、株式会社ワイテック志和グラウンドの寄附の受納によりまして、当該グラウンドを新たに志和市民グラウンドといたしまして設置することに伴います施設の名称、位置及び使用料の額を定めるとともに、所要の規定の整備を行おう

とするものでございます。

改正案につきましては、具体的には資料101ページをご覧くださいと思います。

条文では、第2条の関係の別表第1におきまして、グラウンドの名称、位置として新たに志和市民グラウンド、そしてこの志和市民グラウンドの住所を加えまして、さらに第6条の関係では、別表の利用時間や休場日を定めました別表第2に新たに志和市民グラウンドを加えるものでございます。

使用料の関係につきましては、資料の102ページのほうをお願いしたいと思います。

別表第4の関係でございまして、志和市民グラウンドの使用料の野球場は、1時間につき600円、サブグラウンドは1時間につき300円の利用料を設定するものでございます。

なお、最後になりましたけれども、施行期日につきましては、その他の改正につきましては公布の日としておりますが、この施設の名称並びに使用料の制定の施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

議案第79号の市民体育施設設置及び管理条例の一部改正についての説明は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第80号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

○ 下川教育長：次に、議案第80号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 信井理事兼中央図書館長：議案第80号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について説明をいたします。

107ページをお願いいたします。新旧対照表をご覧ください。

右側の欄の下段、東広島市図書館日々事務職員の報酬額について括弧書きをしておりますけれども、なお下線を引いておりますが、「学生にあつては」のところでございます。日額等において学生単価を設定させていただいておりました。しかし、この単価が、本年10月1日の広島県最低賃金の改正によりこれより下回ったため、改正することとしたものでございます。また、この学生等の勤務実態として、学生と一般の日々職員との差異が見受けられない、また、今日の求人情勢に鑑み、限られた人材で図書館を運営していくためにも、職務内容に差を設ける必要はない

こと等から、学生に対する日額及び時間単価を廃止いたしまして、一般の職員と統一するものでございます。

それでは、戻っていただきまして105ページをお願いいたします。

施行期日につきましては公布の日とし、適用は広島県最低賃金の効力発生日である平成27年10月1日からといたします。

議案第80号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正についての説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。よろしいでしょうか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第81号 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

○ 下川教育長：次に、本日追加提案させていただいた議案第81号東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：本日追加で配付させていただいております資料、お手元でございますでしょうか。

それでは、109ページをお願いいたします。

議案第81号といたしまして、本日追加で提案をさせていただきました東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定につきまして、説明をさせていただきます。

1の提案理由でございますが、現在建設を進めております東広島市安芸津生涯学習センターのホール及び多目的室並びに東広島市安芸津図書館の供用開始日を定めようとするものでございます。

111ページをご覧ください。

供用開始日でございますが、施行期日と同日の平成28年4月1日としております。

議案第81号に関する説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。よろしいでしょうか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

それでは次に、その他に移りたいと思います。

その他 1 次回教育委員会定例会の日程について

○ 下川教育長：次回の教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。

○ 江口教育総務課長：次回定例会につきましては、前回12月17日木曜日と決定していただいております。開会時刻は午後3時、北館の会議室201、この部屋を会場としてお願いしたいと存じます。

次に、平成28年1月でございますが、第3木曜日の1月21日、時刻は午後3時をご提案したいと存じます。よろしければ、この日の午後6時頃から教育委員OBをお迎えしての新年会を催したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

それでは、次回は12月17日木曜日の午後3時予定で、場所は北館2階の会議室201と決定させていただきます。

1月についてはいかがでしょうか。今、提案がありましたように、新年会の開催を含め、第3木曜日の21日とさせていただいてよろしいでしょうか。この場所は。

○ 江口教育総務課長：今のところはグランラッセ東広島を予定しています。

○ 下川教育長：グランラッセということですか。

時間等はまたですか。わかりました。それでは、よろしく願いいたします。

そのほか、何か事務局からありますか。

○ 江口教育総務課長：ございません。

○ 下川教育長：ありませんか。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時35分